附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行の日（令和三年四月一日）から施行する。

（医療法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に第一条の規定による改正前の医療法施行規則（次項において「旧医療法施行規則」という。）第五十条第一項の許可（以下この項において「旧許可」という。）を受けている病院は、この省令の施行の日（以下この条において「施行日」という。）に第一条の規定による改正後の医療法施行規則（以下この条において「新医療法施行規則」という。）第五十条第一項の許可（以下この項において「新許可」という。）を受けた病院とみなす。この場合において、当該新許可を受けた病院とみなされる病院に係る新許可の有効期間は、新医療法施行規則第五十条第一項の規定にかかわらず、施行日におけるその病院に係る旧許可の有効期間の残存期間と同一の期間とする。

２　この省令の施行の際現に旧医療法施行規則第五十条第一項の許可の申請をしている病院は、施行日に新医療法施行規則第五十条第一項の許可の申請をした病院とみなす。

（国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第二条の規定による改正後の国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令（以下この条において「新調交省令」という。）の規定は、令和三年度分の特別調整交付金から適用する。ただし、令和三年三月三十一日以前の期間に係る新調交省令第六条の規定による特別調整交付金の額の算定については、なお従前の例による。

（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条　過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域は、令和三年度から令和八年度までの間（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第二条第一項第一号に規定する財政力指数で平成二十九年度から令和元年度までの各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値が〇・四以下の市町村については、令和三年度から令和九年度までの間）に限り、第三条の規定による改正後の地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則第七条第五号の過疎地域とみなす。

〇厚生労働省令第八十四号

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号）第二条第二項の規定に基づき、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令第二条第二項の市町村を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

厚生労働大臣　田村　憲久

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令第二条第二項の市町村を定める省令の一部を改正する省令

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令第二条第二項の市町村を定める省令（平成十八年厚生労働省令第七十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後			改正前		
都道府県名	郡名	市町村名	都道府県名	郡名	市町村名
北海道	（略）	（略）	北海道	（略）	（略）
	虻田郡	ニセコ町　真狩村　喜茂別町　京極町　倶知安町　豊浦町　洞爺湖町		虻田郡	ニセコ町　真狩村　留寿都村　喜茂別町　京極町　倶知安町　豊浦町　洞爺湖町
	（略）	（略）		（略）	（略）
	夕張郡	由仁町　栗山町		夕張郡	由仁町　長沼町　栗山町
	（略）	（略）		（略）	（略）
	上川郡	東神楽町　当麻町　比布町　愛別町　上川町　東川町　美瑛町　和寒町　剣淵町　下川町　新得町　清水町		上川郡	鷹栖町　東神楽町　当麻町　比布町　愛別町　上川町　東川町　美瑛町　和寒町　剣淵町　下川町　新得町　清水町
	空知郡	上富良野町　中富良野町　南富良野町		空知郡	中富良野町　南富良野町
	（略）	（略）		（略）	（略）
	（略）	（略）		（略）	（略）